

誓約書

名古屋市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦一体的処理認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。））、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）